

事務連絡
令和3年5月7日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部（局）
各指定都市社会保障・税番号制度担当部（局）

御中

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室

各業所管省庁への「マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について」の通知の発出について

平素よりマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードの普及については、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、全業所管官庁等を通じて「関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取組と利活用の促進を推進する」とされたところです。

これを受け、内閣官房副長官補室、内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局、厚生労働省保険局が連名で「マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について（依頼）」（令和3年4月28日付け各業所管省庁宛て、内閣官房副長官補室、内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課、厚生労働省保険局医療介護連携政策課連名事務連絡。以下「本事務連絡」という。）を発出し、所管業界団体等（独立行政法人等を含む。以下同じ。）に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について要請及び業界団体・個社の取組の好事例について情報提供を依頼するようお願い致しました。

本事務連絡においては、マイナンバーカードの取得率が低い業種については、特に出張申請受付等の積極的受入れを促すこととなっております。

出張申請受付等によりマイナンバーカードを交付するために必要な経費（宣伝及び集客等を含む。）は、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象となっていることから、各地方公共団体におかれては、同補助金を活用するとともに、所管業界団体等と連携し、新型コロナウイルス感染症対策にも留意しつつ、出張申請受付等を積極的に実施していただくようお願いします。

貴職におかれましては、この旨を承知の上、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただくようお願いいたします。